

質問回答

平成 25 年 7 月 1 日

「平成 25 年度案件別事後評価：パッケージ -8(エジプト、ルーマニア、アルメニア)」

(公告日：平成 25 年 6 月 5 日 / 公告番号：14)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.19 業務の目的・内容に関する事項	評価報告書(最終版)の提出時期につきまして、2014 年 8 月上旬とございます。一方、P.20 のスケジュール(バーチャート)では、6 月上旬となっておりますが、最終成果品の提出時期はどちらとすべきでしょうか。	6 月上旬を正確な成果品提出期限としております(8 月上旬は誤りとなります)。
2	P.20 第 3 業務実施上の条件	「『5. 通訳の配置』でいうその他外国語は、アラビア語、ルーマニア語及びクメール語」とありますが、アラビア語、ルーマニア語、アルメニア語でよろしいでしょうか。	ご指摘の通り、アラビア語、ルーマニア語、アルメニア語となります(クメール語は誤りとなります)。
3	P.20 第 3 業務実施上の条件	「『10. その他特記すべき事項(1)関係者との連絡、(3)安全管理』でいう本業務対象国を所管する JICA 事務所は以下のとおりとする。」とありますが、現地に在外事務所の無いルーマニアとアルメニアにつきまして、アルメニアはウズベキスタン事務所への立ち寄りを要すると理解すべきでしょうか。立ち寄る場合、どのタイミングで立ち寄るものとして積算をすべきでしょうか。	アルメニア案件について、ウズベキスタン事務所への立ち寄り不要です。必要に応じて、評価途上においてテレビ会議により説明する機会を設ける可能性があります。 ルーマニア案件については、本部地域部が所掌しているため、必要に応じて、評価途上において本部でのご報告をお願いする可能性があります。

以上